

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価の概要

「きよす あしがるバス」の運行については、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業」による補助金の交付を受けている。

補助金の交付を受けた事業については、毎年度、協議会自ら（清須市地域公共交通会議）により事業実施の確認、評価を行い、その結果を地方運輸局に報告することとされている。

1. 事業評価の目的

- ◆ 協議会が、地域公共交通計画に位置付けられた補助対象事業等について、事業の性質に応じ、事業の実施状況の確認、目標達成状況等の評価を行うことによって、補助対象事業がより効果的、効率的に推進されることを目的とする。（「地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価実施細目」より抜粋）
- ◆ 協議会等が定める上位計画等と地域公共交通計画との関連性や、地域全体の交通ネットワークにおける補助対象事業の位置づけを整理し、地域全体の交通網を踏まえた評価及び見直しがされることを目的とする。（「中部運輸局における令和5・6年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の実施方針」より抜粋）

2. 清須市地域公共交通計画別紙の位置付け

第2次清須市地域公共交通計画〔令和7年度～令和11年度〕（清須市が策定）

地域にとって望ましい地域公共交通網の姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たす



清須市地域公共交通計画別紙〔毎年度作成〕（清須市地域公共交通会議での協議が必要）

以前までの生活交通確保維持改善計画に代わるもので、地域公共交通確保維持改善事業の事業主体、補助系統に関する目標・効果等、補助系統に係る詳細な事項を示す

3. 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業におけるスケジュール

令和6年6月12日 (令和6年度第1回清須市地域公共交通会議)	清須市地域公共交通計画別紙の作成・協議
令和6年10月～令和7年9月	令和7年度地域公共交通確保維持改善事業の実施
令和7年10月16日 (令和7年度第2回清須市地域公共交通会議)	令和7年度事業実施に係る一次評価（自己評価）
令和7年11月	令和7年度事業補助金交付申請
令和8年2月	令和7年度事業実施に係る二次評価（第三者評価委員会）